

災害対策特別委員 山内 一郎君 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 近藤英一郎君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

内閣法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

国民年金法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(秋山長造君外一名発議)

産業教育手当法案(小林武君外一名発議)

へき地教育振興法の一部を改正する法律案(鈴木力君外一名発議)

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(小林武君外一名発議)

同日議長から左の報告書が提出された。

航空業務に関する日本国政府とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求める件議決報告書

千九百二十九年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約第四条を改正する議定書の締結について承認を求める件議決報告書

農業共済基金法の一部を改正する法律案可決報告書

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案可決報告書

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案可決報告書

決報告書
商品取引所法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。この際、おはかりいたします。
林塙君から海外旅行のため十日間請假の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて、許可することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の一の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。早川労働大臣。

○國務大臣(早川崇君) 登壇、拍手

災害補償保険法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

失業保険法及び労働者災害補償保険法は、いずれも、昭和二十二年に制定されて以来、数次の改正により、逐次その内容を整備してきたところでありますが、現在までのところ、両保険とも、労働者五人未満の事業所の大部分については未適用のままとなつております。これらの零細企業に働く恵まれない労働者に両保険を全面的に適用し、その福祉の増進をはかることは、労働行政の多年の懸念であったのであります。

また、失業保険につきましては、低所得層を中心給付内容を改善し、失業者の生活の一そらの安定をはかる必要があると考えるのであります。

さらに、失業保険におきましては、近年、いわ

ゆる季節的な短期循環受給者が著しく増加し、昭和四十年度において五十八万人、給付額は三百億円に達しております。全被保険者の3%にすぎない五十八万人の人々が全給付額の三割を受けることがあります。

その一は、一般失業保険の失業保険金の日額の引き上げでありまして、配偶者にかかる扶養加算の日額を現行の二十円から三十円に引き上げることといたしました。また、告示の改正により、賃金の比較的低い等級の日額を十円引き上げることいたしております。

その二は、日雇失業保険における給付の改善であります。ここに失業保険制度及び労働者災害補償保険制度の適用の拡大、失業保険における給付内容の改善及び短期循環受給者にかかる給付日数の合理化等を行なうことを主とした「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案」を提出いたした次第であります。

次に、この法律案の内容の概略を御説明申し上げます。

第一は、失業保険及び労働者災害補償保険における適用の拡大であります。まず、失業保険につきましては、労働者五人未満の事業主に雇用される者を当然被保険者とするとともに、あわせて、従来、当然被保険者とされ

たる者の所定給付日数は、現行法では、通常の場合には、九十日となりますますが、これを三回目から

満たない程度の短期間の雇用を三回繰り返し、一回目及び二回目について保険給付を受けたことが

あります。しかし、すでに短期循環受給をしている者につきましては、他の被保険者との均衡をはかることとして、他の被保険者との均衡をはかることとしていたしたこととあります。しかしながら、すでに短期循環受給をしている者につ

いては、その生活に激変を与えないため、従来どおりの給付を行なうこととするとともに、今後新たに短期循環受給者となる者についても、季節的

に失業者が多発する地域に居住し、かつ、就職が特に困難な者、すなわち、三十五歳以上の中高年齢者及び三十五歳未満の扶養親族を有する者につい

ては、四十五日を限度として給付日数を延長することとして、実質的に給付の減少とならないよう配慮しているのであります。なお、この措置によ

り所定給付日数が四十五日となる者の就職支度金についても、所要の改正を行なうこととしており

ます。

その二は、被保険者であつた期間が通算して二十年以上である場合の所定給付日数を、現行の二百七十九日から三百日に改め、これらの者の生活の安定をはかることとしたいたしました。

以上が、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の提案の趣旨でござります。○議長（重宗雄三君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

佐野芳雄君

〔佐野芳雄君登壇、拍手〕

○佐野芳雄君　私は、日本社会党を代表して、た

す。にもかかわらず、このたびの改正案は、あま
りにもその本旨から逆行していると強く指摘せざ

るを得ないのであります。
さて、このたびの改正案は、毎日のように起業倒産の対象となり、最も失業の危険にさらされている従業員五人未満の零細企業事業所に対して失業保険制度を適用しようとするのでありますが、それは、社会保障審議会や雇用審議会が、機会あるごとに答申や意見書でその必要性を強調しているのでありますて、むしろおそれ過

第一の問題は、不正受給者に対する罰則措置であります。もちろん運営の健全化をはかる立場で、不正防止に実効的な措置をとることは何ら反対すべきものではありません。しかし、「その他の不正受給者」というあいまいなきめ方により、出かせぎ農民や女子離職者を失業保険から締め出してきた従来の例から見て、不当な受給制限が行なわれることが予想され、しかも、社会保障制度内に追徴金を課すといふのは問題があると断言ざるを得ないのであります。

その四是、失業保険における健全な通用を確保するため、被保険者期間の算定の基礎となる賃金支払い基礎日数を、現行の十一日から十六日に改めることとしたことといたします。また、これに伴い、五カ月以内の期間を定めて雇用される季節的労働者を被保険者から除外することといたしました。

あるが、それは決して個別的に労働者にふりかかるものではなく、個々の労働者の責任の範囲をこえての政治的、経済的、社会的な諸要因により、資本の利潤追及の結果として、必然的に生み出されるところの資本主義社会における犠牲というべきであります。したがって、労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、呆癡制度により一

被保険者千八百万人の二%にすぎない季節労働者が三〇%の保険額を受給し、金額にして三百億円を占めていることは、保険財政を悪化させ、不均衡であるとしているのであります。この政府の考え方の基底にあるものは、一貫した財政主義と保険主義にはかなりません。失業保険法は、生活保護と同じように、過去第二十五条との関係による

改正是、失業保険打ち切り政策によつて、農業基本法による食農と不安定労働者を都市に流出させるための、いわゆる労働力流動化政策の一環としている。と同時に、きつからて悪質な又正義を考へる

次に、この法律案の施行期日につきましては、失業保険及び労働者災害補償保険の適用の拡大は、実施準備に万全を期するため、この法律の公布の日から起算して二年をこえない範囲内で政令で定める日から施行することとし、一般失業保険の失業保険金の日額の引き上げ等は昭和四十二年の六月一日から、日雇失業保険における給付の改善は七月一日から、失業保険における給付日数等の合理化は昭和四十二年十一月一日から、それぞれ施行することとしております。

定期間その所得の保障を行ない、失業労働者の生活の安定をはかるとともに、産業に必要な労働力の維持保全をはかるのでありますから、基本的には国と資本家の責任において行なるべきものであります。憲法第二十五条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定し、第二十七条は、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」ものと規定しているのであります。したがつて、労働者が失業した場合、その生活保障を実行するのは、政府の当

いて考えていく必要があるのであって、しかも、農村の貧困、農業政策の貧しさから季節労働者として出かせざるを得ない現状の背景こそが問題なのであります。しかも、失業保険制度は、一般的の保険制度と異なり、その運用の責任は政府であります。その加入が強制されるいわゆる強制保険方式であつて、その負担についても、政府、労働者、資本家の三者負担方式がとられているのでありますから、失業保険は、労働権の裏づけとしての生活保険として、労働力の維持保全のたて

以上のほか、本改正案の附則における公務員等退職手当法及び炭鉱離職者臨時措置法について所要の改正を行なうこととしております。

然の責務と言わなければなりません。したがつて、失業保険法を改正するに際しては、政府は当然、憲法の精神の上に立つて改正すべきものであります。

まえからも、その家計を維持し得る給付内容を持つように、社会保障の見地から運用されるべき性質のものであります。

下の国民に対して、受給権を制限したり、その制度の適用を受けさせないのは、憲法第十四条における平等性に疑義が生ずることになると思うが、

○議長(重宗雄三君) 太だいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がござります。發言を許します。(拍手) 佐野芳雄君。

〔佐野芳雄君登壇、拍手〕

○佐野芳雄君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま趣旨説明のありました「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案」について、總理並びに國務大臣に若干の質疑を行ない、その問題点を指摘しながら、政府の見解を明らかにいたさんとするものであります。

終戦後、打ち続くインフレと經濟混亂の中で、社会不安と深刻な失業問題に直面した政府は、昭和二十二年、失業保険制度を創設し、社会保障の一環として労働者の福祉向上に貢献してきたのであります。失業は、労働者の暗い運命を示すものであるが、それは決して偶発的に労働者にふりかかるものではなく、個々の労働者の責任の範囲にとての政治的、經濟的、社会的な諸要因により、資本の利潤追及の結果として、必然的に生み出されるところの資本主義社会における犠牲といふべきであります。したがって、労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、保険制度により一定期間その所得の保障を行ない、失業労働者の生活の安定をはかるとともに、産業に必要な労働力の維持保全をはかるのでありますから、基本的には国と資本家の責任において行なうべきものであります。憲法第二十五条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定し、第二十七条は、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」ものと規定しているのであります。したがつて、労働者が失業した場合、その生活保障を実行するのは、政府の当然の責務と言わなければなりません。したがつて、失業保険法を改正するに際しては、政府は当然、憲法の精神の上に立つて改正すべきものであります。

さて、このたびの改正案は、毎日のよきに起
こつてある企業倒産の対象となり、最も失業の危
険にさらされている従業員五人未満の零細企業事
業所に対して失業保険制度を適用しようとするの
であります。それは、社会保障審議会や雇用審
議会が、機会あるごとに答申や意見書でその必要
性を強調しているのであります。むしろおそ過ぎ
たときといえます。だが、五人未満の改
善事業所に対する強制適用と給付内容の若干の改
正を引きかねに、季節労働者に対する失業保険金の
受給制限を行ない、不正受給者に対する追徴金新
設をはからうとする専門性は、改正の名における
改悪として断じて容認できないところであります。

問題の第一は、いわゆる均衡論であります。全
被保険者千八百万人の3%にすぎない季節労働者
が三〇%の保険額を受給し、金額にして三百億円
を占めていることは、保険財政を悪化させ、不均
衡であるとしているのでありますが、この政府の
考え方の根底にあるものは、一貫した財政主義と
保険主義にはなりません。失業保険法は、生活
保護と同じように、憲法第二十五条との関係にお
いて考えていく必要があるのであって、しかも、
農村の貧困、農業政策の貧しさから季節労働者と
して出かせきをせざるを得ない現状の背景こそが
問題なのであります。しかも、失業保険制度は、
一般の保険制度と異なり、その運用の責任は政府
であります。その加入が強制されるいわゆる強制
保険方式であって、その負担についても、政府、
労働者、資本家の三者負担方式がとられているの
でありますから、失業保険は、労働権の裏づけと
しての生活保険として、労働力の維持保全のたて
まえからも、その家計を維持し得る給付内容を持
つよう、社会保障的見地から運用されるべき性
質のものであります。

第一の問題は、不正受給者に対する罰則措置であります。もちろん運営の健全化をはかる立場で、不正防止に実効的な措置をとることは何ら反対すべきものではありません。しかし、「その他不正受給者」というあいまいなき方により、出かせぎ農民や女子離職者を失業保険から締め出してきた従来の例から見て、不当な受給制限が行なわれることが予想され、しかも、社会保障制度内に過徴金を課するといふには問題があると断ぜざるを得ないのであります。

第三に、かねてから国会で論議され、強い要求のある農林水産業がこのたびの改正でも除外されていること、第四に、季節労働者の給付日数の削減が行なわれていること、第五には、等級及び低所得者の給付率、使用主負担額の引き上げと、国庫負担率を三分の一に引き上げること等、昨年の国会で決議された主要な諸要求が全く無視されていることがあります。私は、季節労働者の失業保険打ち切りは、単に季節労働者のみではなく、次には女子労働者から労働者全体へと拡大される危険性を指摘せざるを得ません。今回の失業保険法改正は、失業保険打ち切り政策によって、農業基本法による貧農と不安定労働者を都市に流出させるための、いわゆる労働力流動化政策の一環としてのねらいを持つ、きわめて惡質な改正案と考えるのであります。私は以上の観点を踏まえながら、以下若干の質問を行なうものであります。

まず、総理にお尋ねします。

その第一は、ただいま申し述べたように、失業保険法は生活保護と同じように憲法第二十五条の関係において、また、憲法第二十七条の勤労の権利の関係において考へるべきだと思うが、常に社会開発と人間尊重を強調せられてゐる総理の御所見をお伺いしたいと思います。また、現在までの受給者は既得権として認めるとしても、同じ条件下の国民に対して、受給権を制限したり、その制度の適用を受けさせないのは、憲法第十四条における平等性に疑義が生ずることになると思うが、

どうですか。

第二は、第五十一国会の衆議院社会労働委員会で採択された附帯決議の四十二年度を日途として、失業保険法を、憲法第二十五条に従つて、社会保障の理念に基づき、大幅に改善すること、国民及び被保険者に対し、不利なことは一切盛らぬ改正をすること、さらに、低賃金層に対する給付率の増率、給付期間の延長、日雇い失業保険の改善と国庫負担及び使用者負担額を引き上げることなど、当然改正案に盛り込まれるべきものがすべて無視され、逆に部分的にしろ制度的な後退が行なわれて、労働者の生活権が侵害されているのであります、いやしくも与野党満場一致で決定された附帯決議を全く無視したこのたびの事態について、總理はどのように考るか、明確にお答えを願いたいと存じます。

次に、大蔵大臣にお尋ねいたします。失業保険の給付の増大についてであります、大蔵大臣は、失業保険の財政は毎年相当額の黒字で、国庫負担の割合を引き上げる必要はないと言われますが、従業員五人未満の零細企業は、仕事の性質上、比較的短期間でやめたり、職場の移動率、所要事務費の増大等が十分に予想され、赤字の可能性があると考そられるが、その対策をどのように考えておられるか、伺いたいと存じます。

次に、厚生大臣にお尋ねします。出かせぎをしなければ生活のできない半失業状態にある農家の状況に対し、何らの生活保護対策もないまま、保険財政のワク内における財政論で受給制限を行なうことは、社会保障から社会保障制度に努力すべきである國の責任を放棄するものであると思いますが、社会保障制度の大きな後退を意味するものと思うがどうか、御答弁を願いたい。

次に、労働大臣にお尋ねします。

出かせぎ季節労働者の問題は、農村の貧困、農業政策において、あるいは社会福祉の面で解決につ

とめるべきであります。それらの根本的施策のないまま受給者を縮め出すことは、生存権の否定につながり、断じて行なうべきないと考えます。

したがって、それらの根本的政策で事態の改善が

できるがどうですか。また、現金収入の少ない農民は、盛繁期にさえ農村を離れ、出かせぎ收入にた

よる以外、生活を維持できないのが実態であります。しかし、労働省では、失業保険受給者の七

一%は世帯主で、これは農業に従事するより保険で暮らすほうが割りがよいから、といふ皮相な見

方をし、農民の農業に対する勤労意欲の問題を、あたかも季節労働受給者がこの制度を悪用してい

るかの、ごく考えておられるようですが、それは農

村の置かれている生活苦の実態をあまりにも無視し、かけ離れた理解をしていると思うがどうです

か。この際、出かせぎ者に対する当面の保護対策

を強化するため、出かせぎ対策機関等を設置を

し、農家の出かせぎ実態の調査、就労経路の正常化、就労条件の明確化、技術訓練、留守家族の保護対策等の総合対策が必要と思うが、労働大臣に

その考えはないか、お聞きをいたします。

次に、給付率についてお尋ねします。給付の基

礎となるべき賃金水準が絶対的に低い上、国民生

活全般から見て、賃金所得が生活確保の前提を満たしていないことがあります。このよくな実態の

中で、政府はわざながら扶養加算の政書をした

としているが、現在の六〇%給付水準では、とうて

い当然社会保障本来の機能はあるか、最低生活の維持さえ困難であります。したがって、給付内容の改善と給付額を含めて大幅な給付率を引き上げる

必要があると思うがどうですか。あわせて、附帯決議でも述べているが、労使の負担区分のうち、使用者負担を引き上げる必要があると思うが、それを改正する考えはないか、お尋ねをいたしました。

次に、失業保険を必要とする五人未満の企業に

も適用範囲が拡大されたことは、当然であります

出かせぎをなくする恒久的対策と思うが、今後

経営の近代化、地元産業の育成などをはかること

が出来かせぎをなくする方法として、どのような施策

が、現在すでに強制適用の対象でありながら、実際にはまだ適用されておらない数多くの事業所があるが、それらの強制適用できない原因と対策についてお伺いをいたします。

不正防止の徴収金の制度についてお尋ねをいたします。不正受給者から不正受給分の罰金を取る徴収金制度の新設については、中央職業安定審議会も、なお慎重な検討を要すると答申しております。しかし、政府は、納付命令制度に名称を変えておらず、事実上、罰金制度の新設に踏み切つてただけで、事実上、罰金制度の新設に踏み切つて

いるが、法制上、行政罰にはなお疑義はないか。

また他の社会保険制度との均衡上からも、制裁方

法としては不適当であります。行政指導の強化と返還命令制度の活用につとめて、現行法の運用で

徴収金を科することは、失業保険制度の性格上、

防歟すべきであると思うが、適用範囲に入れなかつたのはどういう理由であるか、お聞きをいたしま

す。もし将来的な問題として考えておられるならば、

具体的に方向を示してほしいと思うのであります。

最後に、農林大臣にお尋ねしますが、出かせぎ

農民は、すべて、不安定な臨時雇いや事故率の高い土建業など労働条件と危険な重労働に從事しているのであります。何よりも重要な問題

は、出かせぎによつて農家経営を破綻させ、農業の生産性を停滞させていることに対応して、出かせ

ぎ対策としてどのような対策を行なってきたか、

具体的に説明してほしいと思います。また、出か

せぎを固定化しないためには、自立農家の育成、

農業の近代化、地元産業の育成などをはかること

が出来かせぎをなくする恒久的対策と思うが、今後

経営の近代化、地元産業の育成などをはかること

が出来かせぎをなくする方法として、どのような施策

を考えているのか、明らかにいただきたいと存じます。

以上で私の質疑を終りますが、失業保険法は、國民にとって、しかも、適用をされるべき低所得者層の失業している労働者にとっては、生活権の確保の立場からその大幅な改善は切実な願いです。むしろ、折りに近い気持ちでいるだけあります。むしろ、このたびの改悪案にはわが党は絶対に容認できません。むしろ、折りに近い気持でいるだけあります。むしろ、このたびの改悪案にはわが党は絶対に容認できません。むしろ、このたびの改悪案にはわが党は絶対に容認できません。どうかこの國民の願いに對して政府は深く反省し、本改正案を撤回して、

もつと前向きの姿勢で改善策を検討されんことを強く要望いたしまして、本案に対する私の質疑を終ります。(拍手)

ついで、事実上、罰金制度の新設に踏み切つて

ただけで、事実上、罰金制度の新設に踏み切つて

受給者に対する問題でございますが、これは今回
の改正におきましても引き続いて從前どおり支給
するのでござりますから、その点の御心配はない
ようにお願いしたい。

また、五十一回国会の衆議院における社会労働委員会における附帯決議の問題であります。が、これらは第一は労働保護を全面的に適用拡大しろといふこと、さらには、給付内容を改善しろといふこと、この二つが骨子でござります。これらの点を十分勘案して、今回の改正をいたしたものであります。どうぞ御了承願います。(拍手)

○國務大臣(早川素君) 第一の私に対する御質問は、季節労働者の問題で、本来、農業政策、社会福祉政策で解決さるべきだが、そのつなぎとして現状を継続しろ、こういう御主張のような質問でござります。この問題は、結局、こういうことになつておるのでございます。現在、東北、北海道を中心とした季節的出稼ぎ労働者の数は約六十万人、しかも、保険料を納める金額は約八億円でござりまするが、保険金を受け取るのは三百億円、約四十倍、保険料の四十倍を保険金として受け取つておるわけでござります。しかも、それが必ず毎年繰り返していくわけでありまして、こういうことがはたして保険に合うといふものであるかという問題がござります。諸外国でもこういった繰り返し季節労務は除外いたしておりますの、ますけれども、佐野さんの御指摘の線に沿いまして、どうしても一拳に農業問題は片づきませんから、われわれいたしましては、そういった出稼ぎ労働者のために、今回の改正におきましては、既得権はそのとおり尊重して、継続して保護していく、新たにそういう季節繰り返し労働に入れる方に対しましても、三十五歳以上の中高年人は従来どおりいたしましよう、さらに、三十五

歳以下の若い人にも、家族持ちの方は、これはひとつ従来どおりに、保険料の四十倍の保険金を毎年繰り返し払ってあげましょうと、しかし、それ以外の若いひとり者は、結局、一回、二回は従来どおり四十倍払いますけれども、三回目からはその半分、すなわち、二十倍程度で、ごんばう願いたい、そうして、いま人手不足ですから、どこでも職業はいけるわけでありますから、この程度の合理化というものは、保険料を納めておるほかの労働者、それから国民、使用主という人たちの負担の均衡から見ましても、これはやむを得ないんじやないか、かのように考えておるわけあります。

二番目の、農業に従事するよりも保険もらつて食つたほうが割りがいいじゃないかという考え方で労働省でやつておるのはけしからぬ、こういら御意見でございますが、これは実際の姿が、現在のこの出かせぎ労働者は、農繁期に出ていくのであります。それが八四%、そうして、あと農閑期に帰つくると、こういう実態をとして申したのであります。●決して他意があつての考え方ではないということを御了承願いたいと思います。

三番目には、出かせぎ対策に対しても考えるか。労働省いたしましては、今回の予算におきまして、出かせぎ者を受け入れる地域に、出かせぎ者の相談所を東京と大阪に設置することにいたしました。また、出かせぎ者が出来る地域につきましては、関係機関に出かせぎ対策協議会を設けまして、就労経路の正常化とか、あるいは賃金の不払いのないようにとか、いろいろな施策を講ずることにいたした次第でございます。

第四番目には、給付率の六〇%は、いまの賃金からいって低過ぎはせぬか、こういう御質問でございます。しかし、諸外国とも大体六〇%、それから、ほかの厚生省関係の保険も大体六〇%でござります。大体この六〇%給付というものは妥当な給付率だと考えておるわけでございます。

れになりましたが、これまた諸外国でも労使折半、日本はそのほかに国庫の負担が四分の一ございます。これも、いま特に改正する必要がないことだと考えております。

次に、未適用事業所が現在の失業保険にも三割あるじゃないかという御質問でございます。現在、労働者数にしますと九六・五%まで失業保険が強制適用されておりますが、事業所別にすると、なるほど御指摘のように、現在の失業保険の適用事業所も把握できないところがござります。しかし、これは五人未満事業所との境目の事業所に多いものですから、今回の改正によりまして五人未満の事業所も全部強制適用ということになりますならば、事業組合の制度の活用とか、あるいは労災保険、失業保険の事務の一元化を通じまして、この把握率はうんと高まるものと考えておる次第でございます。

六番目には、徴収金制度を設けたのは憲法違反ではないか、法律違反ではないかといら御指摘でございますが、佐野議員も御承知のように、健康保険法でも、保険料を納めない者はその二倍以上の納付を命ぜられますし、鉄道運営法におきましても不正乗車にはすでに同様な制度があるわけでございまして、これは不正で、しかも詐欺で保険金を取つた者に対しては、現在不正受給がどんどんふえておりますので、そのまま放つておきますと、現状におきましては保険の破壊に導くおそれがございますので、これは法律上の問題がござりまするので、今回この徴収金制度を設けた次第でございます。

最後に、農林漁業に対しても強制適用を考える意思はないかという御質問でございます。農林漁業におきましては、御承知のように、季節的な労働が主でございまして、しかも、雇用条件、雇用形態が、事業所につとめる労働者と違つております。そういう関係で、この問題は、現在任意適用、はつきり雇用関係ができる農林漁業には任意適用の制度を設けている次第でございます。

これを全部強制適用にすると、たいへんな財政の負担になりますし、その雇用関係も明確ではありませんので、今後の課題として検討してまいりませんが、現状におきましては、任意適用の制度をさらに十分活用をいたしてまいりたい。雇用形態のはつきりした農林漁業につきましては、失業保険、労災保険も適用する道が開けているわけでございます。それを行政的に活用してまいりたいと考えておられる次第でござります。(拍手)

〔國務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○國務大臣(水田三喜男君) 失業保険の適用拡大によりまして、適用事業所の数は約百万カ所も増加いたしますので、御指摘のように事務量は非常に増大いたしますが、これに対しましては、労災保険との徴収事務を一元化すること、それから労災・失業両保険の機構の統合と事務の機械化をはかるというような施策によりまして、できるだけ事務量を軽減することにつとめたいと存じます。

また、職場の移動率が約一五%ぐらい高くなることを予想しておりますが、いま労働大臣が説明されましたような短期循環受給者の給付を合理化するというようなことができますすれば、いまのところは、失業保険の財政の健全性というものは十分維持される見通しがございます。(拍手)

○國務大臣(坊秀男君) 私に対する御質問にお答え申し上げます。

低所得の出かせぎ世帯につきましては、生活保護その他社会福祉の施策の中で、その生活の援護が行なわれておるということは、御承知のとおりでございます。今回の失業保険法の改正は、趣旨説明にも明らかにされておりますとおり、家族をかかえている出かせぎ者などについては、特別の配慮を加えながら、失業保険事業の合理化による事業総体としての健全な発展を期して、所管省が企画されたものでありますから、社会保障の後退を意味するものではないと考えております。

○國務大臣(水田三喜男君)　失業保険の適用拡大によりまして、適用事業所の数は約百万カ所も増加いたしますので、御指摘のように事務量は非常に増大いたしますが、これに対しましては、労災保険との徴収事務を一元化するということ、それから労災・失業両保険の機構の統合と事務の機械化をはかるというような施策によりまして、できるだけ事務量を軽減することにつとめたいと存じます。

また、職場の移動率が約一五%ぐらい高くなることを予想しておりますが、いま労働大臣が説明されましたような短期循環受給者の給付を合理化するというようなことができますれば、いまのところは、失業保険の財政の健全性というものは十分維持される見通しでございます。(拍手)

○國務大臣（坊秀男君） 私に対する御質問にお答え申し上げます。
低所得の出かせき世帯につきましては、生活保護その他社会福祉の施策の中で、その生活の援護が行なわれておるということは、御承知のとおりでございます。今回の失業保険法の改正は、趣旨説明にも明らかにされておりますとおり、家族をかかえている出かせき者などについては、特別の配慮を加えながら、失業保険事業の合理化による事業総体としての健全な発展を期して、所管省が企画されたものでありますから、社会保障の後退を意味するものではないと考えております。

(拍手)

〔國務大臣倉石忠雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(倉石忠雄君) 出かせぎについてお話をございましたが、出かせぎは、御承知のように、その態様が非常にたくさんあると思います。

で、ただいまのお話の出かせぎは、多分長期的な出かせぎのことだと存じますが、これはもう御指摘のように、農業従事者が出かせぎに参るということについては、やはり出かせぎに行かなくては、その農業所得を確保するようにはいたすことは、当面最も大事なことがあります。そのためには、農業の近代化をはかり、その所得をふやすといふことに真剣に取り組まなければなりません

が、私は長期的に見ますといふと、御承知のように、たとえば、二反歩とか三反歩とかしか田畠を持つておらない農家が、それで一年の生計を立てることなど、もう一つは、先ほどお話をありましたように、日本の産業がだんだん成長いたしまして、労働力不足を訴えておる反面がございま

す。そういうこと等を総合して、政府といたしましては判断をいたしまして、やはりそういうところにおいては、農業のほうでは規模を拡大することによって、日本の農業を国際競争力を持てる

しっかりしたものにつくりあげる反面において、やはり一方においては、その農業に依存しなくてよい立場の農村の人々に向かっては、農家のそ

の方の家計の所得をふやすような方向に、やっぱり援助していくべきではないか、長期的にはそ

ういうことが必要であると思いますが、当面はまだいま御指摘のように、やっぱり農業委員会の組織等を通じて、出かせぎの家庭のめんどうを見てあげる、あるいは生活環境についてお世話をしてもあげるといふふうにしなければなりませんが、この問題は、私はやっぱり日本の産業構造全体の中

で、真剣に取り組むべき、最も近い将来に大きな問題になると思いますので、そういう角度で、政

府部内で相談をいたしてやつてまいりたいと思つております。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、航空業務に関する日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件。

日程第三、一千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約第四条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件。

(いずれも衆議院送付)

以上両件を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長亦聞文三君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

以上両件を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長亦

法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国政府及びシンガポール共和国政府は、両国が国際民間航空条約の当事国であるので、

それぞれの領域の間の及びその領域をこえての航空業務を開設するために協定を締結することを希望するので、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「条約」とは、一千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のため開設された国際民間航空

条約といい、かつ、同条約第九十条の規定に基づいて採択される附屬書並びに同条約第九十一条及び第九十四条の規定に基づいて行なわれる同附属書又は同条約の改正を含む。

(b) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、シンガポール共和国につては副総理大臣及び同大臣が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する

権限を有する人又は機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第三条(1)の規定に従い、一方の締約国が、他方の締約国に対し、通告書により、その通告書に定める路線における航空業務の運営について指定した航空企

業をいう。

承認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について

和国政府との間の協定の締結について、日本国憲

空企業が、路線の一部にその路線の他の部分に使用される航空機と輸送力が異なる航空機を使用するような形態で航空業務を運営することをいう。

(e) 国に關して「領域」とは、その国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(f) 「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、条約第九十六条规定においてそれぞれ定める意味を有する。

(g) 「附表」とは、この協定の附表又は第十二条の規定に従つて改正される同附表をいう。附表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附表を含むものとする。

第二条

各締約国は、他方の締約国に対し、附表に定める路線(以下「特定路線」という。)における航空業務(以下「協定業務」という。)の開設のため、この協定で定める権利を許与する。

(2) 各締約国が指定した航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特權を享有する。

第三条

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特權

(b) 運輸以外の目的で他方の締約国の領域に着陸する特權

(c) 國際連輸の対象たる旅客、貨物及び郵便物の積卸し及び積込みのため、その特定路線について附表で定める他方の締約国の領域内の

(3) 指定航空企業が前記の運賃のいずれかに因して合意することができなかつた場合又は運賃に因しなんらかの理由により(2)の規定に従つて合意することができなかつた場合には、両締約国との航空当局は、相互の間の合意によりその運賃を決定するよう努めなければならない。

(4) いづれか一方の締約国の航空当局が(2)の規定に基づいて提出された運賃を認可しなかつた場合又は両締約国の航空当局が(3)の規定に基づき運賃を決定することができなかつた場合には、紛争は、第十一条の規定に従つて解決しなければならない。

(5) いかなる運賃も、いづれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合は、効力を生じないものとする。ただし、第十三条(3)の規定に基づく場合は、この限りでない。

(6) この条の規定に従つて運賃が決定されたときには、その運賃は、この条の規定に従つて新たなる運賃が決定されるまで有効とする。

第九条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局の要請があつたときは、その航空当局に対し、自国の指定航空企業が協定業務において供給する輸送力の検討のために合理的に必要とされる定期の又はその他の統計表を提供しなければならない。その統計表は、前記の指定航空企業が協定業務において運送する貨客の統計並びにそれらの貨客の出発地及び目的地を知るために必要なすべての情報を含むものでなければならない。

第十条

(1) 両締約国の航空当局は、この協定の実施に関するすべての事項について緊密な協力を確保するため、定期的にしばしば協議しなければならない。

第十

(1) この協定の解釈又は適用に関するて両締約国間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両国の間の交渉によつてその紛争を解決するよう努めなければならない。

の間の交

(2) うに努めなければならない。
両締約国が交渉によって紛争を解決すること
ができるなかつたときは、その紛争は、いずれか
一方の負担によつて解消せしむる。

一方の新羅國の要請により、各新羅國が指名する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人

の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託することができる。ただし、第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であつてはならぬ。各締約国は、一方の締約国が紛争の仲裁を要請する外交上の公文を他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定しなければならず、第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意されなけ

第十三條

ればならない。いずれか一方の締約国が六十日以内に自国の仲裁委員を指定しなかつたときは、又は第三の仲裁委員について前記の期間内に合意されなかつたときは、いずれの締約国も、国際司法裁判所長に対し、それらの仲裁委員を任命するようより要請することができる。

(3) 両締約国は、(2)の規定に基づいて行なわれた決定を守ることを約束する。

協定、この
第二回

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されなければならず、その承認を通じてする外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。

千九百六十七年二月十四日にシンガポールで、
英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

シンガポール共和国政府のために
ウォン・ケン・サン

ウオン・ケン・

附表

日本国内の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

ル
クーサイゴン—香港—マニラ—台北—東京—ソウル
シンガポール共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運航する路線
シンガポール—マレーシア内の地点—バンコク—
クーサイゴン—香港—マニラ—台北—東京—ソウル

注A いざれか一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が行なう協定業務は、その締約国の領域内の一地点を起点とするものでなければならぬ。ただし、シンガポール共和国の指定航空企業は、同航空企業がマレーシア政府によつても指定されている場合には、マレーシア内の地点からその業務を開始し、シンガポールを経由して特定路線上を運航することができる。

注B 特定路線上の他の地点は、いざれかの又はすべての飛行にあたつて、指定航空企業の選択により省略することができる。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月二日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

名された国際博覧会に関する条約第四条を改正する議定書について承認を求める件

千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約第四条を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約第四条を改正する議定書

この議定書の当事国政府は、

千九百四十八年五月十日の議定書により改正された千九百二十八年十一月二十二日の国際博覧会に関する条約(以下「条約」という。)で規定する二つの一般博覧会の間の最短期間が、これらの博覧会への参加に伴う高額の経費及び複雑な技術的準備にかんがみ、短すぎると思われたことを考慮し、

条約の適用を受ける一般博覧会の回数をできる限りすみやかに減少することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条 条約第四条の規定を削り、次の規定を置く。
第四条 博覧会の回数
(1) 一般博覧会は、次の二種類に分類される。
第一種 被招請国にその国の陳列館を建設する義務を課するもの
第二種 被招請国がその国の陳列館を建設することを許さないもの

(2) 一般博覧会は、次の原則によつて規律される。
第一種 被招請国にその国の陳列館を建設する義務を課するもの

する議定書の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月二日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

名された国際博覧会に関する条約第四条を改正する議定書について承認を求める件

(2) 同一の国においては、第一種の一般博覧会は、十五年間に一回に限り開催することができ、また、種類のいかんを問わず、二つの一般博覧会の間には十年の間隔を置かなければならぬ。

(3) 異なる国で開催される一般博覧会については、それらの間隔は、次のとおりとする。
(a) 第一種の一般博覧会の場合は、六年
(b) 同一の性質の第二種の一般博覧会の場合には、四年
(c) 異なる性質の第二種の一般博覧会の場合には、二年
(d) 第一種の一般博覧会と第二種の一般博覧会との場合には、二年

(e) (4) (5) に定める期間は、当該博覧会が条約の当事国政府により開催されるかによつて差別されることなく、すべての一般博覧会に適用される。

(f) 第一種の一般博覧会と第二種の一般博覧会との場合には、二年

(g) (4) (5) に定める期間は、当該博覧会が条約の当事国政府により開催されるかによつて差別されることはなく、すべての一般博覧会に適用される。

(h) 第二種の一般博覧会と第二種の一般博覧会との場合には、二年

(i) (4) (5) に定める期間は、当該博覧会が条約の当事国政府により開催されるかによつて差別されることはなく、すべての一般博覧会に適用される。

(j) (4) (5) に定める期間は、当該博覧会が条約の当事国政府により開催されるかによつて差別されることはなく、すべての一般博覧会に適用される。

(k) (4) (5) に定める期間は、当該博覧会が条約の当事国政府により開催されるかによつて差別されることはなく、すべての一般博覧会に適用される。

(l) (4) (5) に定める期間は、当該博覧会が条約の当事国政府により開催されるかによつて差別されることはなく、すべての一般博覧会に適用される。

(m) (4) (5) に定める期間は、当該博覧会が条約の当事国政府により開催されるかによつて差別されることはなく、すべての一般博覧会に適用される。

(n) (4) (5) に定める期間は、当該博覧会が条約の当事国政府により開催されるかによつて差別されることはなく、すべての一般博覧会に適用される。

(o) (4) (5) に定める期間は、当該博覧会が条約の当事国政府により開催されるかによつて差別されることはなく、すべての一般博覧会に適用される。

(p) (4) (5) に定める期間は、当該博覧会が条約の当事国政府により開催されるかによつて差別されることはなく、すべての一般博覧会に適用される。

(q) (4) (5) に定める期間は、当該博覧会が条約の当事国政府により開催されるかによつて差別されることはなく、すべての一般博覧会に適用される。

(r) (4) (5) に定める期間は、当該博覧会が条約の当事国政府により開催されるかによつて差別されることはなく、すべての一般博覧会に適用される。

(7) この条に定める期間は、博覧会の実際の開会日から起算する。

第二条

(1) この議定書は、千九百六十六年一月一日から同年十二月三十一日までパリで、条約の当事国は、次のいずれかの方法によりこの議定書の当該博覧会の間には、三箇月以上の間隔を置かない限り、開催することができない。

の間隔を置いて開催されている博覧会の場合にも、認めることができる。

(6) 異なる性質の特別博覧会は、同一の国においては、三箇月以上の間隔を置かない限り、開催することができない。

(1) この議定書は、千九百六十六年十二月三十一日の後においてこの議定書に加入すること。
(2) 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、フランス共和国政府に寄託する。

第三条

(1) この議定書は、二十の政府が第二条に定める条件で当事国となつた日に効力を生ずる。

第四条

(1) この議定書の署名政府又は加入政府は、千九百六十六年六月三十日以後は、この議定書がその日にまだ効力を生じていない場合でも、この

定いたしました。

次に、森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案は、最近における森林病害虫等の発生及び防除の状況に対応して、薬剤防除を命じることでできる範囲を拡大し、緊急時における駆除命令の手続きを簡素化する等の改正を加えようとするものであります。

委員会の審査におきましては、マツクイムシ等のおもな森林病害虫獸の被害と対策、早期発見、早期駆除に必要な措置、防除体制の整備、試験研究の充実等が問題となりました。

統いて中村委員から、自民・社会・公明三党共同をもつて、防除体制の充実強化を促した七項目の附帯決議案が提出され、全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定いたしました。

右報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、農業共済基金法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

2 前項の認可を申請する者は、千円をこれない範囲内で政令で定める額の認可手数料を納めなければならない。

第八条中「書類を作成して」を「業務を行なつて」に改める。

第十四条に次の二項を加える。

3 司法書士会は、法人とする。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)(第四十四条及び第五十条の規定は、司法書士会に準用する。)

第十五条第二号中「会の代表者その他」を削り、同条第八号中「会計」を「資産及び会計」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 会費に関する規定

第十五条の二第二項中「司法書士会連合会」を「日本司法書士会連合会」に改める。

第十五条の四を第十五条の六とし、第十五条の三を第十五条の五とし、第十五条の二の次に次の二条を加える。

(司法書士会の登記)

第十五条の三 司法書士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(司法書士会の役員)

第十五条の四 司法書士会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2 会長は、司法書士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会

第十四条に次の二項を加える。

3 調査士会は、法人とする。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、調査士会に準用する。

第十五条第二号中「会の代表者その他」を削り、「同条第七号中「会計」を「資産及び会計」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の二号を加える。

第十五条第二号中「会計」を「資産及び会計」に改め、同条の次に次の二条を加え、同条第七号中「会計」を「資産及び会計」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 会費に関する規定

第十五条の二第二項中「土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」に改める。

第十五条の二第二項中「日本土地家屋調査士会連合会」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(日本土地家屋調査士会連合会の会則)
第十七条の二 日本土地家屋調査士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。
一 第十五条第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項
二 その他日本土地家屋調査士会連合会の目的を達成するために必要な規定

一 第十五条第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項

二 その他日本土地家屋調査士会連合会の目的を達成するために必要な規定

三 旧司法書士会は、この法律の施行前に、あらかじめ、その会則を新司法書士法の規定に適合するよう変更するため必要な措置をとり、かつ、新司法書士会の役員を選任しておかなければならぬ。

4 この法律の施行と同時に、旧司法書士法による司法書士会連合会(以下「旧連合会」といふ。)は、新司法書士法による法人たる日本司法書士会連合会(以下「新連合会」といふ。)となり、旧連合会の役員は、退任するものとする。

5 旧連合会は、この法律の施行前に、あらかじめ、新連合会の会則について、新司法書士法の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたときは、その調査士会又は日本土地家屋調査士会連合会の代表者は、一万円以下の過料に処する。

三において準用する場合を含む。の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたときは、その調査士会又は日本土地家屋調査士会連合会の代表者は、一万円以下の過料に処する。

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

改正に伴う経過措置については、附則第二項か

ただし、附則第三項及び附則第五項並びに附則第六項中附則第三項及び附則第五項の規定による部分の規定は、公布の日から施行する。

(司法書士法の一部改正に伴う経過措置)
2 この法律の施行と同時に、第一条の規定による部分の規定は、公布の日から施行する。

○浅井亨君 登壇、拍手

家屋調査士会連合会を「日本土地家屋調査士会連合会」に改め、同条の次に次の二条を加え、同条第七号中「会計」を「資産及び会計」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 会費に関する規定

第十五条の二第二項中「日本土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(日本土地家屋調査士会連合会の会則)
第十七条の二 日本土地家屋調査士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。
一 第十五条第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項
二 その他日本土地家屋調査士会連合会の目的を達成するために必要な規定

三 旧司法書士会は、この法律の施行前に、あらかじめ、その会則を新司法書士法の規定に適合するよう変更するため必要な措置をとり、かつ、新司法書士会の役員を選任しておかなければならぬ。

4 この法律の施行と同時に、旧司法書士法による司法書士会連合会(以下「旧連合会」といふ。)は、新司法書士法による法人たる日本司法書士会連合会(以下「新連合会」といふ。)となり、旧連合会の役員は、退任するものとする。

5 旧連合会は、この法律の施行前に、あらかじめ、新連合会の会則について、新司法書士法の規定により同法の規定による法務大臣の認可を受け、かつ、新連合会の役員を選任しておかなければならぬ。

6 第二条の規定による土地家屋調査士法の一部

ら前項までの規定の例による。

〔浅井亨君登壇、拍手〕

○浅井亨君 登壇、拍手

家屋調査士会連合会を「日本土地家屋調査士会連合会」に改め、同条の次に次の二条を加え、同条第七号中「会計」を「資産及び会計」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 会費に関する規定

第十五条の二第二項中「日本土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(日本土地家屋調査士会連合会の会則)
第十七条の二 日本土地家屋調査士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。
一 第十五条第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項
二 その他日本土地家屋調査士会連合会の目的を達成するために必要な規定

三 旧司法書士会は、この法律の施行前に、あらかじめ、その会則を新司法書士法の規定に適合するよう変更するため必要な措置をとり、かつ、新司法書士会の役員を選任しておかなければならぬ。

4 この法律の施行と同時に、旧司法書士法による司法書士会連合会(以下「旧連合会」といふ。)は、新司法書士法による法人たる日本司法書士会連合会(以下「新連合会」といふ。)となり、旧連合会の役員は、退任するものとする。

5 旧連合会は、この法律の施行前に、あらかじめ、新連合会の会則について、新司法書士法の規定により同法の規定による法務大臣の認可を受け、かつ、新連合会の役員を選任しておかなければならぬ。

6 第二条の規定による土地家屋調査士法の一部

改正に伴う経過措置については、附則第二項か

官報(号外)

第十五条の四 調査士会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2 会長は、調査士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

第十七条の見出しを「(日本土地家屋調査士会

連合会)」に改め、同条第一項中「調査士会は」を「全國の調査士会は」に、「全國を通じて一箇の土地家屋調査士会連合会」に改め、同条第二項中「土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」に改め、同条の次に次の二条を加え、同条第七号中「会計」を「資産及び会計」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の二号を加える。

(調査士会の登記)

第十五条の四 第十五条の六とし、第十五条の三を第十五条の五とし、第十五条の二の次に次の二条を加える。

(調査士会に開する規定の準用)

第十五条の四 第十四条第三項及び第四項、第五項の規定は、日本土地家屋調査士会連合会の目

合会に準用する。

第十五条の二第一項、第十五条の三並びに第十五項の規定は、日本土地家屋調査士会連合会の目

合会に準用する。

第十五条の三に次の一条を加える。

(日本土地家屋調査士会連合会の目)

第十五条の二第一項、第十五条の三第一項(第十七条の三において準用する場合を含む。)の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたときは、その調査士会又は日本土地家屋調査士会連合会の代表者は、一万円以下の過料に処する。

三において準用する場合を含む。の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたときは、その調査士会又は日本土地家屋調査士会連合会の代表者は、一万円以下の過料に処する。

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

改正に伴う経過措置については、附則第二項か

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

改正に伴う経過措置については、附則第二項か

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第七、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)。

日程第八、商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出)。

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

足りる財産的基礎を有し、かつ、その受託業務の収支の見込みが良好であること。

三 申請者がその受託業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

四 その受託業務が申請に係る営業所が開設される地域における当該商品の取引の状況、当該商品の受託業務に係る営業所の数その他当該地域における経済の状況に照らし、必要かつ適当であること。

五 第二十五条の二の規定により委託を受けて商品市場において当該商品を売買取引する会員の数の最高限度が定められている場合には、その許可をすることによつて商品取引員の数がその最高限度をこえることとなること。

六 申請者の純資産額が、当該商品市場における上場商品について第四十九条第一項の規定により定められた基準額(その者が他の商品市場における上場商品について第四十九条第一項の規定により定められた基準額(その者が他の商品市場における上場商品について第四十九条第一項の規定により定められた基準額)を合算しないこと。

七 申請者の純資産額が、当該商品市場における上場商品について第四十九条第一項の規定により定められた基準額(その者が他の商品市場における上場商品について第四十九条第一項の規定により定められた基準額)を下る場合は、当該商品市場における上場商品及び当該商品市場における上場商品について第四十九条第一項の規定により定められた基準額を合算しないものとする。

八 第二十五条第七項の規定は、前項の純資産額について準用する。

(廻分の手続)

九 第四十五条 主務大臣は、第四十一条第一項の規定による処分をしようとするときは、取引所の意見を尊重しなければならない。

十 第十五条第二項から第七条までの規定は、第四十二条第一項の規定による処分について準用する。

十一 主務大臣は、第四十一条第一項の規定による

処分をしたときは、書面をもつて、その処分の内容及びその処分が取引所の意見と異なるときはその理由を取引所に通知しなければならない。

(変更の許可)

第46条 商品取引員は、受託業務を行なう從たる営業所を開設し、又は本店若しくは受託業務を行なう從たる営業所の位置を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

第47条 商品取引員は、前項の許可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付し、取引所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

第48条 商品取引員は、前項の許可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付し、取引所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

第49条 商品取引員の純資産額の基準額は、商品の取引単位、取引高その他の取引事情及び委託者の保護を考慮して、商品市場における上場商品ごとに、政令で定める。

第50条 商品取引員の純資産額が、当該商品取引員が委託を受けて売買取引する商品市場における上場商品について前項の規定により定められた基準額(その者が二以上の商品市場における上場商品について第四十二条第一項の規定により定められた基準額を合算した額)を下るときは、遅滞なく、その旨の届出書を取り所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

第51条 商品取引員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨の届出書を取り所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

第52条 商品取引員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨の届出書を取り所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

第53条 商品取引員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨の届出書を取り所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

第54条 商品取引員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨の届出書を取り所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

第55条 商品取引員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨の届出書を取り所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

第56条 商品取引員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨の届出書を取り所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

第57条 商品取引員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨の届出書を取り所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

第58条 商品取引員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨の届出書を取り所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(商品取引員たる地位の承継)

第48条 商品取引員につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、商品取引員たる地位を承継する。

第49条 主務大臣は、商品取引員の財産の状況又は受託業務の運営が次の各号の一に該当する場合において、委託者を保護するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 負債の合計金額の純資産額に対する比率が主務省令で定める率をこえた場合

二 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が主務省令で定める率を下つた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、委託者を保護するため財産の状況又は受託業務の運営につき是正を加えることが必要な場合として主務省令で定める場合

四 前項第一号の負債の合計金額並びに同項第二号の流動資産の合計金額及び流動負債の合計金額は、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

五 第十五条第二項から第七項まで及び第四十五条第三項の規定は、第一項の規定による命令について、第二十五条第七項の規定は、第一項第一号の純資産額について準用する。

六 第五十二条商品取引員が取引所を脱退したときは、主務大臣は、同項の規定による受託の停止を命じなければならない。

七 前項の場合において、当該商品取引員が受託の停止を命ぜられた日から六月以内にその者の純資産額が同項に規定する基準額以上となつたときは、主務大臣は、同項の規定による受託の停止を解除しなければならない。

八 第二項の場合において、商品取引員の純資産額が前項に規定する期間内に第二項に規定する基準額以上とならなかつたときは、主務大臣は、同項の規定による処分について准用する。

九 第五十二条商品取引員が取引所を脱退したとき、又は受託業務を廃止したときは、第四十一条第一項の許可是、その効力を失う。

十 第五十二条商品取引員が取引所を脱退したとき、又は受託業務を廃止したときは、第四十一条第一項の許可是、その効力を失う。

十一 第五十二条商品取引員が取引所を脱退したとき、又は受託業務を廃止したときは、第四十一条第一項の許可是、その効力を失う。

定による処分について準用する。

(改善命令)

第50条 主務大臣は、商品取引員の財産の状況又は受託業務の運営が次の各号の一に該当する場合において、委託者を保護するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 負債の合計金額の純資産額に対する比率が主務省令で定める率をこえた場合

二 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が主務省令で定める率を下つた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、委託者を保護するため財産の状況又は受託業務の運営につき是正を加えることが必要な場合として主務省令で定める場合

四 前項第一号の負債の合計金額並びに同項第二号の流動資産の合計金額及び流動負債の合計金額は、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

五 第十五条第二項から第七項まで及び第四十五条第三項の規定は、第一項の規定による命令について、第二十五条第七項の規定は、第一項第一号の純資産額について準用する。

六 第五十二条商品取引員が取引所を脱退したときは、主務大臣は、同項の規定による受託の停止を命じなければならない。

七 前項の場合において、当該商品取引員が受託の停止を命ぜられた日から六月以内にその者の純資産額が同項に規定する基準額以上となつたときは、主務大臣は、同項の規定による受託の停止を解除しなければならない。

八 第二項の場合において、商品取引員の純資産額が前項に規定する期間内に第二項に規定する基準額以上とならなかつたときは、主務大臣は、同項の規定による処分について准用する。

九 第五十二条商品取引員が取引所を脱退したとき、又は受託業務を廃止したときは、第四十一条第一項の許可是、その効力を失う。

十 第五十二条商品取引員が取引所を脱退したとき、又は受託業務を廃止したときは、第四十一条第一項の許可是、その効力を失う。

十一 第五十二条商品取引員が取引所を脱退したとき、又は受託業務を廃止したときは、第四十一条第一項の許可是、その効力を失う。

十条第三項に改め、「第五十三条第三項」を削る。

第一百四十七条 第九条第一項若しくは第三項、第二百四十七条を次のように改める。

(発起人及び会員の数の計算)

第一百四十七条 第九条第一項第五号又は第九十九条に規定する発起人又は会員の数の計算については、二種

以上の上場商品の売買等を業として営んでいる者は、当該商品の一様ことに一人とみなす。

第二百四十八条の見出し中「主務省」を削り、同条第一項中「又は主務省」を削り、「のみを上場する取引所」の下に「又は当該商品に係る商品取引員」を加え、「農林大臣又は農林省」及び「又は農林省及び通商産業省」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「通商産業大臣」を「主務大臣」に、「基く」を「基づく」に、「通商産業局長に行わせる」を「地方支分部局の長に行なわせる」に改め、同項を同条第三項とする。

第二百五十五条中「左の」を次の「に改め、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二号から第四号までを次のように改める。

店若しくは受託業務を行なう從たる営業所の位置を変更した者

四 第四十二条第一項又は第二百二十三条の規定による命令に違反した者

第二百五十五条第六号中「第九十四条」を「第九十

三条第一項に改め、同条に次の号を加える。

七 第百四十五条の二の規定に違反した者

第二百五十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第

二号中「第百二十二条」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

第一百五十六条中「左の」を「次の」に改め、同条第

二号中「第百二十二条」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

第一百五十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第

二号中「第百二十二条」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

第一百五十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第

二号中「第百二十二条」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

第一条第一項若しくは第三項、第二百四十七条を削る。

を削る。

第一百六十二条中「左の」を「次の」に改め、同条第

一号中「第五十二条又は第九十一条第一項」を「第

九十二条第一項、第九十一条の二第一項又は第九

十七条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に改め、同条第二号中「第四十九条第一項」を「第四十七条第一項若しくは第四十八条第一項（委

第二項に、「同条第二項」を「第四十七条第二項若しくは第四十八条第二項」に改め、同条第四号中

「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二百六十二条中「左の」を「次の」に改め、第二号

を削り、第三号を第二号とする。

第一百六十四条を次のよう改める。

第一百六十四条 次の各号の一に該当する者は、一

万円以下の過料に処する。

一 第五十条第一項の規定による命令に違反した者

二 第五十三条の三第一項又は第二項の規定に違反して商品取引責任準備金を積み立てず、又はこれを使用した者

三 第九十二条第二項の規定に違反した者

二 第五十三条の三第一項又は第二項の規定に違反して商品取引責任準備金を積み立てず、又はこれを使用した者

三 第九十二条第二項の規定に違反した者

二 第四十二条第一項の許可を受けないで受託

業務を行なう從たる営業所を開設し、又は本

店若しくは受託業務を行なう從たる営業所の

位置を変更した者

四 第四十二条第一項又は第二百二十三条の規定

による命令に違反した者

第二百五十五条第六号中「第九十四条」を「第九十

三条第一項に改め、同条に次の号を加える。

七 第百四十五条の二の規定に違反した者

第二百五十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第

二号中「第百二十二条」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

第一百五十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第

二号中「第百二十二条」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

第一百五十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第

二号中「第百二十二条」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

十四条、第四十六条第二項（仲買保証金に係る部分に限る。）、第四十七条、第四十九条（營業所若しくは事務所の設置又は商品の追加に係る部分に限る。）、第五十条、第九十二条第一項（委託の勧誘の制限に係る部分に限る。）、第九十三条、第九十四条及び第九十七条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

第一百六十二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一項を「第四十七条第一項若しくは第四十八条第一項」に改め、同条第二号中「第四十九条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第三号を「から第三項まで」に改める。

第二百六十二条中「左の」を「次の」に改め、第二号

を削り、第三号を第二号とする。

第一百六十四条を次のよう改める。

第一百六十四条 次の各号の一に該当する者は、一

万円以下の過料に処する。

一 第五十条第一項の規定による命令に違反した者

二 第五十三条の三第一項又は第二項の規定に違反して商品取引責任準備金を積み立てず、又はこれを使用した者

三 第九十二条第二項の規定に違反した者

二 第四十二条第一項の許可を受けないで受託

業務を行なう從たる営業所を開設し、又は本

店若しくは受託業務を行なう從たる営業所の

位置を変更した者

四 第四十二条第一項又は第二百二十三条の規定

による命令に違反した者

第二百五十五条第六号中「第九十四条」を「第九十

三条第一項に改め、同条に次の号を加える。

七 第百四十五条の二の規定に違反した者

第二百五十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第

二号中「第百二十二条」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

第一百五十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第

二号中「第百二十二条」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

第一百五十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第

二号中「第百二十二条」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

第一百五十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第

二号中「第百二十二条」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

第一百五十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第

二号中「第百二十二条」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

第一百五十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第

二号中「第百二十二条」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

第一条第一項若しくは第三項、第二百四十七条を削る。

は、その取消しの日において、新法第五十二条第一項又は第二百二十三条の規定により許可を取り消されたものとみなす。

第二項の規定により旧法がなお効力を有する期間の経過前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十条の三第一項中「第二条第六項」を「第二百六十六条规定中「左の」を「次の」に、第四十二条第一項に改め、同条第三号を「商品取引員」に、同条第二号中「商品仲買人」を「商品取引員」に改める。

第二十条の三第一項に、「商品仲買人」を「商品取引員」に、「同条」を「同法第二条」に改め、同条第四項第二号中「商品仲買人」を「商品取引員」に改める。

第五十七条第二項中「第二条第六項」を「第四百六十六条第一項に、「商品仲買人」を「商品取引員」に、「同条」を「同法第二条」に改め、同条第四項第二号中「商品仲買人」を「商品取引員」に改める。

第五十七条第二項中「第二条第六項」を「第四百六十六条第一項に、「商品仲買人」を「商品取引員」に、「同条」を「同法第二条」に改め、同条第四項第二号中「商品仲買人」を「商品取引員」に改める。

第十一条第三項に、「商品仲買人」を「商品取引員」に、「同条」を「同法第二条」に改め、同条第五项第一号中「商品仲買人」を「商品取引員」に改める。

第十五条第一号中「商品仲買人」を「商品取引員」に改める。

第五十七条第二項中「第二条第六項」を「第四百六十六条第一項に、「商品仲買人」を「商品取引員」に、「同条」を「同法第二条」に改め、同条第四項第二号中「商品仲買人」を「商品取引員」に改める。

第十一条第三項に、「商品仲買人」を「商品取引員」に、「同条」を「同法第二条」に改め、同条第五项第一号中「商品仲買人」を「商品取引員」に改める。

第十五条第一号中「商品仲買人」を「商品取引員」に改める。

別表第一の第三十一号中「商品仲買人の登録」

大森	久司君	園田	清充君
野知	浩之君	岸田	幸雄君
温水	三郎君	源田	実君
川野	三醜君	沢田	一精君
吉江	勝保君	石井	桂君
豊田	雅孝君	稻浦	鹿威君
江藤	智君	大竹平八郎君	
徳永	正利君	佐藤	芳男君
山下	春江君	山本	利壽君
塙見	俊三君	鍋島	直紹君
井野	碩哉君	上原	正吉君
古池	信三君	斎藤	昇君
米田	正文君	小林	篤一君
栗原	祐幸君	久保	勘一君
北畠	教真君	西村	尚治君
中村	喜四郎君	内藤	賛三郎君
高橋	雄之助君	岡本	悟君
丸茂	重貞君	金丸	富夫君
黒木	利克君	山本	杉君
谷口	慶吉君	鈴木	万平君
後藤	義隆君	天坊	裕彦君
竹中	恒夫君	仲原	仲善一君
中野	文門君	田中	茂穂君
西田	信一君	八木	一郎君
梶原	茂嘉君	三木	與吉郎君
森	八三郎君	木内	四郎君
西郷	吉之助君	増原	惠吉君
林屋	龟次郎君		

青木	一男君	前川	鈴木	市藏君	戸田	重政	達田	庸徳君	
山崎	昇君	村田	秀三君	木村	美智男君	菊姫君	龍彦君		
小林	章君	田中	寿美子君	近藤	美一郎君	小野	明君		
鹿島	俊雄君	赤岡	文三君	松本	賢一君	櫻井	志郎君		
佐野	芳雄君	佐野	孝一君	大森	創造君	井川	伊平君		
松野	津島	森中	文治君	森部	隆輔君	森谷	要君		
小柳	森中	守義君	青田	源太郎君	青田	源太郎君	木村	美智男君	
小林	伊藤	小柳	勇君	紅露	みつ君	近藤	美一郎君	戸田	重政
中村	英男君	高橋	武治君	松平	勇雄君	小林	和孝君	木村	美智男君
中山	福藏君	高橋	術君	大河原	一次君	森	勝治君	鹿島	俊雄君
小酒井	義男君	光村	甚助君	吉武	恵市君	中村	波男君	佐野	寿美子君
大和	与一君	大和	与一君	加瀬	完君	久保	等君	小柳	和孝君
野坂	參三君	野坂	甚助君	田中	一君	須藤	五郎君	吉田	忠三郎君
鈴木	力君	鈴木	甚助君	牧	衛君	久保	等君	吉田	忠三郎君
川村	清一君	川村	清一君	中村		須藤	五郎君	吉田	忠三郎君
柳岡	秋夫君	柳岡	秋夫君	波男君		久保	等君	吉田	忠三郎君
渡辺	勘吉君	渡辺	勘吉君			須藤	五郎君	吉田	忠三郎君
千葉	千代世君	千葉	千代世君			久保	等君	吉田	忠三郎君
元君		元君				須藤	五郎君	吉田	忠三郎君
野上		野上				勝治君		吉田	忠三郎君

沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法案

〔第十五号参照〕

政府委員

第一局法制法閣內
長官

真田
秀夫君

通商産業大臣

早川
崇君

殷林大臣

倉石 忠雄君

内閣總理大臣	佐藤 築作君
法務大臣	田中伊三次君
外務大臣	三木 武夫君
大蔵大臣	水田三喜男君
厚生大臣	秀男君
坊	

國務大臣

一
賛用

本法施行に要する経費は、琉球政府への交付金として、昭和四十二年度失業保険特別会計予算に一億四千九百十七万円及び昭和四十二年度船員保険特別会計予算に九十六万八千円、琉球政府から受入金として、昭和四十二年度失業保險特別会計予算に三千四百三十三万七千円が計上されている。

本法草案は、沖縄地域に居住する失業保険法又は船員保険法の規定による失業保険金の受給資格者及び本邦に居住する沖縄失業保険法の規定による失業保険金の受給資格者の生活の安定を図るため、これらの者が、当該受給資格に基づく保険給付に相当する給付を、それぞれ沖縄地域又は本邦にあつても受けることができるようにするための措置を講じようとするもので、妥当な措置と認める。

一、委員会の決定の理由

卷之三

昭和四十二年六月九日

明治二十五年三月三十日
郵便物可付

定価 一部 二十五円
(良質紙は三十円
配達料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五六二一四四二一(大)
五八二一(太)